

日野市地域公共交通会議分科会設置規程（案）

令和 6 年●月●日制定

（設置）

第 1 条 この規程は、日野市地域公共交通会議規約（以下「規約」という。）第 10 条第 2 項の規定に基づき、日野市地域公共交通会議（以下「交通会議という。」）の分科会に関し必要な事項を定める。

（所掌事務）

第 2 条 分科会は、規約第 3 号各号に掲げる事項について、専門的な協議、調査及び検討を行うものとする。

（組織）

第 3 条 分科会の名称、構成員及び協議事項は、別表のとおりとする。

（職務及び代理）

第 4 条 分科会長（以下「会長」という。）及び分科会副会長（以下「副会長」という。）は、別表のとおりとする。

- 2 会長は、分科会を代表し、その会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

（会議）

第 5 条 分科会の会議は、会長が招集し、議長となる。

- 2 分科会の会議の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 3 分科会の会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開とすることができる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、会員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 5 やむを得ない事由等により会議を開催できない場合又は集会による会議の開催が望ましくないと会長が認めた場合は、会議の開催に代えて議事事項等を記載した書面を委員に送付し、その意見を徴し又は賛否を問い、その結果をもって会議の議決とする。この場合における会議の議決手続きについては、前各項の規定を準用する。

6 前5項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。
(協議結果の報告)

第6条 分科会長は、分科会の協議結果について、交通会議に報告するものとする。

2 前項の報告事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(事務局)

第7条 分科会の会議の庶務は、規約第11条第2項に規定する担当課とする。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

付則

この規定は、令和6年●月●日から施行する。

別表(第3条、第4条関係)

分科会名称	構成員	協議事項
運賃協議分科会	(1)日野市まちづくり部長(会長) (2)協議運賃を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者 (3)関東運輸局長又はその指名するもの (4)市民の意見を代表するもの(副会長)	道路運送法(昭和26年法律第183号)第9条第4項に規定する運賃等を定め、または変更しようとする協議